

## 社会福祉法人 武芸会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武芸会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条に定める評議員等の報酬及び役員の報酬について、定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員は、理事及び監事を指し、評議員等は、評議員及び評議員選任解任委員を指す。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。尚、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は、これを支払わないものとする。

	報酬（日額）
理事会出席報酬	5,000円

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。尚、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は、これを支払わないものとする。

	報酬（日額）
評議員会出席報酬	5,000円

- 3 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席のための費用弁償費は、支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員及び評議員等が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬及費用弁償費を支払うことができる。ただし、費用弁償費は、業務内容が県内の関市以外の地域で行われた場合に適用し、その他の都道府県での業務に就いては、旅費規程に準ずる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事長・理事・監事	5,000円	1,000円
評議員	5,000円	1,000円
評議員選任解任委員	5,000円	1,000円

(役員及び評議員の職務報酬)

第5条 法人の環境、地域との渉外活動、利用者の安全及び職員の安全、寿和苑の管理職にある者の指導監督等の職務に対して次により報酬を支払うことができる。

理事長	(1ヶ月当り)	100,000円
理事	(1ヶ月当り)	5,000円
監事	(1ヶ月当り)	5,000円
評議員	(1ヶ月当り)	5,000円

(役員及び評議員等の報酬等の支払)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、毎月末日締め切り翌月20日支払とする。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日の営業日とする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程の適用を受けることができない。ただし、施設の職員として給与規程に基づいた賃金を支払う。

付 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。  
平成23年 5月27日から施行する。(改訂)  
平成24年10月21日から施行する。(改訂)  
平成27年 5月20日から施行する。(改訂)  
平成29年 6月10日から施行する。(改訂)